

全建事発第 091 号  
令和 7 年 12 月 4 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 今井 雅則  
〔公印省略〕

### 建設工事標準請負契約約款の実施について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲及び乙）、建設工事標準下請契約約款の実施について、ご配慮いただいているところですが、「第三次・担い手3法」が本年12月12日に全面施行されること等を踏まえ、中央建設業審議会で審議が行われた結果、別添のとおり改正されることとなり、その実施について建設業法第34条第2項の規定に基づく中央建設業審議会による勧告が行われました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に對して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

#### 【添付資料】

別紙 中央建設業審議会通知文

別添1 公共工事標準請負契約約款（改正後）及び新旧対照表

別添2 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（改正後）及び新旧対照表

別添3 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（改正後）及び新旧対照表

別添4 建設工事標準下請契約約款（改正後）及び新旧対照表

(担当) 事業部 三浦  
TEL:03-3551-9396  
FAX:03-3555-3218  
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp